

都城市清浄館包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答

質問箇所				質問内容	回答
書類名	ページ	項番	項目		
都城市清浄館 包括的維持管理業務委託 仕様書(案)	20	6	(1)	仕様書(案)エレベーター保守点検業務について(1)に定期的(毎月1回以上)に点検を行いと記載がありますが、『主要設備仕様概要の法定点検及び年次点検計画表』での記載は年4回の点検頻度となっています。 毎月行う点検と年4回行う点検の実施内容をお教え下さい。	記載誤りです。 建築基準法第8条に基づく保守点検(毎月1回)及び建築基準法第12条第3項に基づく定期検査報告(年1回)となります。
都城市清浄館包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領	19	(5)	表6-5	(5) 技術提案書類提出時の提出書類について、見積書の提出と記載がありますが、今後、委託業務に関しての内訳書・明細書・代価表等は頂けるのでしょうか。	実施要領-P1-(5)のとおり、本業務は性能発注方式であり、参加希望者が有するし尿等処理分野に関する高度な知識と豊富な経験を基に、見積もりいただくこととなりますので、内訳書・明細書・代価表等の提示は行いません。
様式第11-5号 運転管理計画				5. 運転管理計画の①平常時における前処理設備の運転管理方法と記載がありますが、前処理設備とは受入・貯留設備のことでしょうか。 また、同ページに【汚泥助燃剤化設備】と記載がありますが、こちらは資源化設備のことでしょうか。	お見込みのとおりです。